

広島県告示第九百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市安芸区矢野町、同区矢野南五丁目、同区矢野東七丁目、同区矢野西七丁目、同区矢野町高下谷及び同区矢野町天神地内		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の
矢野南四丁目二九（六一六九）	急傾斜地の崩壊	矢野南四丁目二九（六一六九）
矢野南四丁目二〇（六一七〇―一七〇―一）	急傾斜地の崩壊	矢野南四丁目二〇（六一七〇―一七〇―一）
矢野東七丁目一二（五八三七―一）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目一二（五八三七―一）
矢野東七丁目一二（五八三七）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目一二（五八三七）
矢野東七丁目七（五二〇）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目七（五二〇）
矢野東七丁目七（五二〇―一）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目七（五二〇―一）
矢野西七丁目一三（四八一三）	急傾斜地の崩壊	矢野西七丁目一三（四八一三）
安芸矢野下川（六八）	土石流	安芸矢野下川（六八）
土石流		土石流
次の図のとおり		次の図のとおり
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の
矢野南四丁目二九（六一六九）	急傾斜地の崩壊	矢野南四丁目二九（六一六九）
矢野南四丁目二〇（六一七〇―一七〇―一）	急傾斜地の崩壊	矢野南四丁目二〇（六一七〇―一七〇―一）
矢野東七丁目一二（五八三七―一）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目一二（五八三七―一）
矢野東七丁目一二（五八三七）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目一二（五八三七）
矢野東七丁目七（五二〇）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目七（五二〇）
矢野東七丁目七（五二〇―一）	急傾斜地の崩壊	矢野東七丁目七（五二〇―一）
矢野西七丁目一三（四八一三）	急傾斜地の崩壊	矢野西七丁目一三（四八一三）
安芸矢野下川（六八）	土石流	安芸矢野下川（六八）
土石流		土石流
次の図のとおり		次の図のとおり

区域の表示及び法規  
 第九条第二項に  
 定する土砂災害警  
 戒区域等における  
 土砂災害防止対  
 策の推進に関する  
 法律（平成十四  
 年政令第八十四  
 号）で定める事  
 項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。